

## 省エネ設備を導入する中小企業を応援します！

～ 省エネ設備導入補助 ～

最大133万3千円の補助

将来にわたるエネルギーコストの軽減を図り、  
温室効果ガス排出量削減に貢献する  
中小企業の、効率的な省エネ設備の導入を支援します。

- 1 対象者** 尼崎市内に主たる事業所があり、市税を滞納していない中小企業者 \*1
- 2 対象事業** 省エネ診断 \*2 の結果に基づいた省エネ設備の導入  
(設計費、設備費、工事費等)
- 3 補助額** 補助額は、上記対象事業にかかる補助対象経費の合計額の1 / 3  
以内(100万円を限度とします。)  
  
ただし、尼崎市内事業者の製造設備の導入または尼崎市内事業者が  
行う設置工事を行う場合はさらに補助額の1 / 3を上乗せ(最大33万  
3千円)して補助します。  
(100万円 + 33万3千円 = 133万3千円を上限とします。)
- 4 注意** 補助申請時点で工事等が未着工である必要があります。  
また、補助対象事業に対し、尼崎市の他の補助金を受けていない  
必要があります。  
補助金は、年度予算の範囲内での交付となります。  
消費税は、補助対象経費に含みません。
- 5 申請に関する  
お問い合わせ先** 公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 事業課  
尼崎市昭和通2 - 6 - 68  
電話 06 - 6488 - 9501  
FAX 06 - 6488 - 9525

\*1 中小企業者……中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

\*2 省エネ診断……一般財団法人省エネルギーセンターの実施する無料省エネ診断、もしくは尼崎市  
省エネ診断員登録制度に登録した尼崎市省エネ診断員の行う提案

【お問い合わせ先】 尼崎市役所 産業振興課 (市役所本庁舎7階)  
電話番号: 06-6489-6448 ファックス: 06-6489-6491  
Eメール: ama-kaigaisangyou@city.amagasaki.hyogo.jp